



# 市の制度

## ▶ 市の制度①

### ▶ 避難行動要支援者登録制度

自治会や民生委員児童委員協議会、地区社会福祉協議会などの支援団体の協力を得て、自力で避難が困難な避難行動要支援者への見守りや声かけなどの日ごろからの支援や、災害が発生した時に、安否確認や自宅からの避難誘導などの支援を行うための登録制度です。

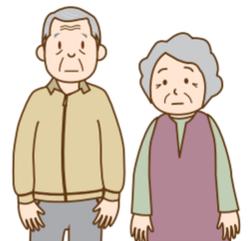
自力避難が困難な人は登録をしましょう。

※登録により、確実に支援が保証される(受けられる)ものではありません。災害の状況により、支援者が被災し、支援できなくなる場合があります。

ふれあい  
手帳

登録された方に「ふれあい手帳」を配付します。  
日ごろから携帯していると何かあったときに支援が受けやすくなります。  
登録者以外でも希望者には配付します。

お問い合わせ先: 福祉総務課 福祉・生活支援担当 (0467-70-5613)



## ▶ 市の制度②

### ▶ 木造住宅の耐震化

地震に対して「わが家」は安全なのでしょうか？

建築基準法の耐震基準改正前(昭和56年5月以前)に建てられた比較的古い木造住宅について、耐震化の助成制度があります。

この制度は、耐震診断から耐震改修工事等までの一貫した助成制度で、所有者自身もしくはその親族の方がお住まいになっている木造住宅が対象です。



壁補強



内部から壁補強  
(筋交い)



外部から壁補強  
(構造用合板)

## ▶ 市の制度③

### ▶ ブロック塀について

ブロック塀(大谷石塀や万年塀含む)は、地震などにより倒壊の危険性があります。倒壊により、尊い命を奪ったり怪我をさせたり避難所に向かう避難路をふさぎ、人も物資輸送車も止めてしまうことがあります。地震の時は不用意に近づかないようにしましょう。特に老朽化し傾きやひび割れが発生しているブロック塀等は、所有者の責任において補修し、適正な管理に努めましょう。

地震等による災害を未然に防止するため、危険性があると認められるブロック塀の撤去等について助成制度があります。

危険な  
ブロック塀  
とは

- ・傾き、ぐらつき、ひび割れがある。
- ・補強用の控壁がない。
- ・透かしブロックが連続している。
- ・石垣などの上に建っている。
- ・鉄筋が入っていない。
- ・高さが高すぎる。
- ・間隔が広すぎる。
- ・年数が経過し、老朽化している。
- ・土留めに使っている。
- ・目地が脱落している。

お問い合わせ先: 都市計画課 計画調整・開発指導担当 (0467-70-5625)

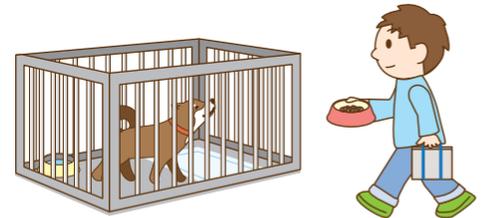


# ペットの防災

## ▶ ペットの防災

地震や台風など災害が発生した時、あなたの大切なペットも被災します。

市では厚木保健福祉事務所大和センターや神奈川県動物愛護センター、獣医師会等と連携して対応しています。例えば、負傷したペットの救護として獣医師派遣要請や受入れを行い、ペットを同伴してきた飼い主に対し適正な自主管理方法を周知し、避難所責任者に対しても飼い主に対する指示をします。避難所の開設が長期化した場合には、県にペット保護施設への移送を要請することもあります。



## ▶ ペットの防災のために備えておくこと

- 1 避難所でのトラブル防止のために、ふだんから最低限のしつけをしておきましょう。  
犬の場合は、不必要に吠えないようにしつけをしておきましょう。
- 2 すぐに見つかるように、首輪に名札・鑑札・狂犬病予防注射済票などをつけておきましょう。  
脱落の心配がないマイクロチップも装着すれば更に効果的です。
- 3 人になれさせておきましょう。
- 4 一緒に避難しやすいように、首輪・リードを付ける習慣をつけさせておきましょう。
- 5 すぐにつれて逃げられるように、おり（ケージ）やキャリーバックを用意し、入ることに慣れさせておきましょう。
- 6 災害発生時には感染症にかかる危険性も高まります。ワクチン接種やノミ・ダニ及び寄生虫の駆除をしておきましょう。
- 7 ペットの写真や記録（健康や病気など）を用意しておきましょう。
- 8 緊急時の餌（長期保存できるもの）や飲み物、薬などを用意しましょう。
- 9 災害発生時のペット動物の取り扱いについてご近所とコミュニケーションをとっておきましょう。
- 10 排泄物の処理は飼い主の責任です。ペットシートなどの処理対策をお願いします。



## ▶ 風水害時のペット同行避難所は「高齢者福祉会館」

- 1 ケージ、リード、餌、排泄物処理対策は飼い主の責任でお願いします。
- 2 避難所では担当者の指示に従ってください。
- 3 対策が不十分な場合は受け入れられない場合があります。
- 4 ペットは、高齢者福祉会館等でケージに入れた状態での飼育となり、飼い主は、高齢者福祉会館での避難となりますので、飼い主は適宜ペットの様子をみるようにしてください。